

「投資法」 （非公式訳）

日本貿易振興機構（ジェトロ） 海外調査部

2015年3月

- ❖ 本資料は、日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した非公式訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
- ❖ 本資料の利用に際しては、必ずモンゴル語原文に依拠いただきますようお願いいたします。
- ❖ 禁無断転載



モンゴル国法律

2013年10月3日

政府庁舎、ウランバートル市

投資法

第1章 総則

第1条 法律の目的

1.1.この法律の目的は、モンゴル国へ投資する投資家の法的権利・利益を守り、投資に対する一般的な法的保証を与え、投資を支援し、税務環境を安定させ、投資に係る政府機関の権利の範囲、投資家の権利・義務を明確にし、投資に係るその他の関係を調整することにある。

第2条 投資に関する法令

2.1.投資に関する法令は、モンゴル国憲法、税法、この法律とこれらの法令と共に出された法令のその他条項により構成される。

2.2.この法律に定められた以外の項目がモンゴル国の条約に定められた場合は条約の条項に従うこと。

第3条 法律用語の定義

3.1.この法律に使用した以下の用語は下記の意味にて理解すること。

3.1.1.「投資」とは、モンゴル国内で利益を得るために事業を行う者が集めた資本に組み入れ、財務会計に含めた有形・無形の資本をいう。

3.1.2.「投資家」とは、モンゴル国に投資した国内外の投資家をいう。

- 3.1.3. 「外国投資家」とは、モンゴル国に投資している外国の法人・個人（モンゴル国に居住していない外国人および無国籍者、さらに外国に居住しているモンゴル国民）をいう。
- 3.1.4. 「国内投資家」とは、投資するモンゴル国で登記を行った法人・個人（モンゴル国民、モンゴル国に居住する外国人および無国籍者）をいう。
- 3.1.5. 「外資系企業」とは、モンゴル国の法令に従って設立され、法人が出した全株式の 25%以上を外国投資家が所有しており、各外国投資家が投資した金額が 10 万米ドル以上またはこれに相当するトゥグルグの企業をいう。
- 3.1.6. 「外国法人の駐在事務所」とは、信任に基づいて駐在業務を行うために外国法人がモンゴル国に設立した法人権のない事務所をいう。
- 3.1.7. 「税務環境」とは、法律に定めた税の種類、それらの規模の明確化、課税、支払いなど法的な調整の全般をいう。
- 3.1.8. 「税率・規模を保持する」とは、この法律に定めた税率・規模を一定に保持するための証書の有効期間内においてこの法律の 13.4 の定めに従ってそれを上げずに一定に保持する、あるいは下げをいう。
- 3.1.9. 「税率・規模保持証書」とは、この法律の 16.1 に定めた条件を満たした投資法人にこの法律で定めた税金・支払率・規模を一定に保持するために権限ある機関が発行する証書をいう（以下「保持証書」という）。
- 3.1.10. 「保持証書の所有者」とは、この法律の定めに従って保持証書を受領したモンゴル国に登記を行った法人をいう。
- 3.1.11. 「外国国有法人」とは、全株式の 50%以上を外国政府が直接または間接に所有している法人をいう。
- 3.1.12. 「総合法人」とは、企業法 99.1 に定めた者をいう。

第 4 条 法律が及ぶ範囲

- 4.1. この法律は、モンゴル国内に国内外の投資家が行っている投資に対して有効である。
- 4.2. 投資家は、モンゴル国の法令が禁じた以外の分野・生産・サービスに対して投資ができる。

- 4.3.外国国有法人は、この法律の 21.1 の定めに従って許可を取得した場合に投資ができる。
- 4.4.国内外の投資家は、企業法・法人登記法およびその他関連法令に従い登記することによってモンゴル国で事業を行うこと。
- 4.5.「中央政府および地方所有の資本による商品・業務・サービス購買法」の定めに従い、政府機関・公的機関に国家および地方予算の中から行う投資にはこの法律の効力は及ばない。
- 4.6.国際機関および NGO、民間企業、営業者の取引の条件なしで供与する寄付・無償援助にはこの法律の効力は及ばない。
- 4.7.核エネルギー分野に投資する契約の締結には、この法律の第 20 条は効力が及ばず、核エネルギー法により調整すること。

第 5 条 投資の形態

- 5.1.投資は、モンゴル国内において下記の形態で行うこと。
 - 5.1.1.投資家は単独または他の投資家と一っしょに企業を設立すること。
 - 5.1.2.投資家は株式・借用書・その他の有価証券を購入すること。
 - 5.1.3.会社の統合・合併により投資すること。
 - 5.1.4. 使用権、商品分類、マーケティング、マネジメントおよびその他契約を締結すること。
 - 5.1.5.リースおよびフランチャイズ形態の投資を行うこと。
 - 5.1.6.法律で禁じられていないその他の投資の形態。

第 2 章 投資の一般的な法的保証

第 6 条 投資の一般的な法的保証

- 6.1.投資家は、投資において税制および非税制優遇を受ける権利を有する。

- 6.2.政府はこの法律の定めに従って投資家に保持証書を発行する方法により税率・規模を一定に保持し、または、それと投資契約を締結する方法により税務環境を安定させる保証を与えること。
- 6.3.投資家の資本をモンゴル国内において違法に差し押さえることを禁ずる。
- 6.4.投資家の資本は、ただ公共の利益という観点から、法律に定めた規則によってのみ全体として支払われる条件で差し押さえることができる。
- 6.5.モンゴル国の条約に定められていなければ、この法律の 6.4 の定めに従って差し押さえた資本の返還を、当該資本を差し押さえた時、つまりこれに関して資本家あるいは幅広く発表した時の市場価格により算出してこれを支払う。
- 6.6.モンゴル国は投資家の所有権のうちの知的財産権を法律の定めに従って守ること。
- 6.7.投資家はモンゴル国内で納税義務を完全に果たした上で、下記の自らに割り当てられる資本・収益を外国に持ち出す権利を有する。
 - 6.7.1.事業から得た利益・配当金
 - 6.7.2.知的財産の使用料、仕事を完成したりサービスを行ったりした代価。
 - 6.7.3.外国から得られた借金の元金と利息。
 - 6.7.4.企業を解散した後、自らに割り当てられる資本。
 - 6.7.5.法律の範囲で得た、つまり所有しているその他の資本。
- 6.8.投資家はこの法律の 6.7 に定めた資本・収益を貨幣資本の形で外国に持ち出す時、自らの選んだ国際的に自由に交換可能な外貨に換えて送金する権利を有する。
- 6.9.法律・モンゴル国条約にほかに定めがなければ、投資家は政府機関と締結した契約から生じる争いを双方の協議により国内外の仲裁人を任命して解決させる権利を有する。
- 6.10.この法律に修正を加える場合は、国会議員全体の 3 分の 2 以上の賛成で決議する。

第7条 投資家の権利・義務

7.1.投資家は以下の一般的な権利を有する。

7.1.1.投資を行う、投資の形態・規模・投資場所・地域などを独自に選択し、関連する決定を独立して単独で下す。

7.1.2.一つ以上の分野・プロジェクト・生産・事業に投資を行う。

7.1.3.投資プロジェクトを実施する事業の範囲内で外国から商品・業務・サービスを輸入し、商品・業務・サービスを輸出する。

7.1.4.モンゴル国で登記された銀行・ノンバンクを通じて外貨を購入・売却するなどによって自らの外貨のニーズを満たす。

7.1.5.資本を処分し、合法的な収益を外国に送金し、外国からの入金を受け取る。

7.1.6.投資した企業を経営し、あるいは経営に参加する、関連法令に従って他者に権利・義務を譲渡する。

7.1.7.財務・借款・援助・土地・資源の利用を申請する、申請を決定させる。

7.1.8.公共サービスを公平に享受する。

7.1.9.法令に定めたその他の権利。

7.2.投資家はモンゴル国の法令に従って事業を行う基本的義務のほか、下記に挙げる一般的義務を負う。

7.2.1.生産する商品、行う業務・サービスが、国内・国際基準に合っていること。

7.2.2.財務会計が国際基準に従って行われていること。

7.2.3.税務署および情報提供を要求する他の政府機関が権利行使できる条件を整え、必要な情報を指定された期間内に提供すること。

7.2.4.投資事業は消費者の利益を向上させ、自然環境に優しく、人間開発を支援すること。

- 7.2.5.法令の定めに従い健康保険および社会保険料を支払うこと。
- 7.2.6.従業員の知識・経験・専門能力を向上させ、マネジメントの改善に注意を払い、会社運営の原則を普及すること。
- 7.2.7.モンゴル国民の伝統・しきたりを重んじること。
- 7.2.8.保持証書の所有法人は、この法律の 16.2 の定めを守り投資を行うこと。
- 7.2.9.法令に定めたその他の義務。

第 3 章 投資に係る政府機関の権利

第 8 条 投資に関する問題を管轄する中央行政機関の権利

- 8.1.投資に関する問題を管轄する中央行政機関は以下の権利を行使する。
 - 8.1.1.投資に関する法令を施行し、監督する。
 - 8.1.2.投資政策、投資の優遇措置に関する意見をまとめ、政府に提案して決定させる。
 - 8.1.3.この法律の 21.1 に定めた許可を与える。
 - 8.1.4.中央銀行は、雇用、税金、関税、社会保険、登記、国籍、移動に関する問題を管轄する行政機関から投資と関係する以下の情報を半年・一年毎に提出させ、投資統計を発表する。

(2013 年 12 月 26 日の法律によりこの条項に修正を加えた)

- 8.1.4.a.投資の原資・規模
- 8.1.4.6.税金の支払い
- 8.1.4.b.雇用数
- 8.1.4.g.外国人の在留許可
- 8.1.4.d.外資系企業数

8.1.4.e.商品・サービスの輸入によって行った投資規模

8.1.5.法律に定めたその他の権利

第9条 投資に関する問題を管轄する行政機関の権利・義務

9.1.投資を誘致する、投資環境について広報する、投資家に行政サービスを行うために投資問題を管轄する行政機関がある。

9.2.投資問題を管轄する行政機関は以下の権利・義務を有する。

9.2.1.投資を誘致する複合的な事業を行うこと。

9.2.2.投資家の法的権利・利益を守るための支援・サービスを行うこと。

9.2.3.投資に関する法的環境・国内市場の良好な条件を投資家に対し広報すること。

9.2.4.投資家に対し投資計画作成時に支援すること。

9.2.5.投資に関連して、政府の他のサービスについての助言を与え、ネットによる一括窓口業務を行うこと。

9.2.6.この法律の第16条に定めた基準を満たした投資法人に保持証書を発行すること。

9.2.7.保持証書を所有する法人の投資事業は、プロジェクトのビジネス計画、技術的・経済的な裏付けおよびこの法律の16.2に定めた投資終了期限に基づいて行われているかどうかを監督すること。

9.2.8.この法律の9.2.7の定めに従って機能するため保持証書を所有する法人の財務報告に対して税務問題を管轄する行政機関から、また必要な場合に当該法人から提出させること。

9.2.9.保持証書の所有者の登記。

9.2.10.投資を安定的に継続させるため優遇措置を与えること。

9.3.この法律の9.2.6に定めた問題を結論づける機能を有する非常勤の委員会を、投資問題を管轄する大臣の決定により設置し動かすこと。

9.4.この法律の 9.3 に定めた委員会メンバー・業務規則を、投資問題を管轄する大臣が定めること。

9.5.この法律の 9.3 に定めた委員会メンバーに投資家の利益代表を入れること。

第 4 章 投資の優遇措置

第 10 条 投資の優遇措置の形態

10.1.投資家に与える優遇措置は、税制および非税制の 2 種類で構成される。

第 11 条 投資の税制優遇措置

11.1.投資家に以下の形態で優遇措置を講じる。

11.1.1.免税

11.1.2.減税

11.1.3.課税収入から差し引く減価償却費を早める方法で算出する。

11.1.4.課税収益から差し引く赤字分を将来に移行して算出する。

11.1.5.従業員の研修費を課税収益から差し引いて算出する。

11.2.下記の場合、輸入した技術・設備の関税を建設期間中免除し、付加価値税を 0%までにできる。

11.2.1.建設資材・石油・畜産品および輸出製品工場を建設する。

11.2.2.ナノおよびイノベーション技術を含む製品の工場を建設する。

11.2.3.発電所および鉄道を建設する。

11.3.投資家に講じるこの法律の 11.1、11.2 に定めた優遇措置は、税務の法令により調整する。

第 12 条 投資の非税制優遇措置

12.1.投資家に対し、非税制優遇措置を以下の形態で講じることができる。

12.1.1.契約に基づき、土地を最長 60 年間所有させて利用させ、契約の当初の件によって一度だけ 40 年間まで延長することができる。

12.1.2.経済自由区・工業団地において事業を営む投資家に優遇措置を講じる、登記および進出の手続きを簡素化する。

12.1.3.インフラ・生産・科学・教育分野における構築プロジェクトの実施時に優遇し、外国から導入する労働力、専門家の人数・規模を増やす、外国人雇用税を免除する、関係する許可を簡便化した手続きで与える。

12.1.4.イノベーション・プロジェクトへの資金拠出に優遇措置を取る、輸出するイノベーション製品の生産への資金拠出に保証を与える。

12.1.5.モンゴル国で投資をした外国投資家、その家族にモンゴル国にマルチビザおよび在留許可を関係法令に従って与える。

12.1.6.法律に定めたその他の優遇措置

12.2.投資の非税制優遇措置を土地法、経済自由区法、工業団地の法的地位法、イノベーション法、労働力を外国に出す、外国から労働力・専門家を招聘する法およびその他の関連法令により調整する。

第 5 章 投資環境を保持する

第 13 条 税率・規模を保持する

13.1.この法律の 13.5 に定めた者に保持証書を発行する方法で投資プロジェクトを実施する法人の支払う税率・規模を保持する。

13.2.保持証書は発行日から有効であり、この証書の有効期間内は税率・規模が保持される。

13.3.この法律の 4.7 に定めた以外の場合に税率・規模を保持する問題をただこの法律およびこの法律に定めた投資契約によって調整する。

13.4.保持証書の有効期間内において税務関連の法令にこの法律の 14.1 に定めた税、支払率・規模を「引き下げる」という修正が加わった場合、保持証書を所有

する法人はこの修正は効力が及ぶが、「引き上げる」という修正が加わった場合には効力が及ばない。

13.5.投資プロジェクトを実施する組織の形態により、保持証書を以下の法人に発行する。

13.5.1.投資プロジェクトを一つの法人が単独で実施するならば、保持証書を当該法人に発行する。

13.5.2.投資プロジェクトを相互に関連する 2 社以上の法人が実施するなら、それらの企業に発行する。

13.6.煙草・アルコール飲料の製造・輸入・販売事業には税率・規模を一定に保持しない。

第 14 条 保持する税の種類

14.1.保持証書によって、下記の税・支払率・規模を証書の有効期間内に一定に保持する。

14.1.1.企業の所得税

14.1.2.関税

14.1.3.付加価値税

14.1.4.有用資源使用料

第 15 条 保持証書

15.1.保持証書の様式は、投資問題を管轄する政府職員が決めること。

15.2.保持証書には以下の項目を盛り込むこと。

15.2.1.保持証書を所有する法人の名称・住所

15.2.2.保持証書を所有する法人の登記番号および登録番号

15.2.3.この法律の 13.5.2 に定めた法人の国の名称・登記番号および登録番号

15.2.4.実施する投資プロジェクトの名称

15.2.5.保持証書の発行年月日・有効期限

15.2.6.この法律の 14.1 に定めた税・支払率・規模

15.3.保持証書を他人に販売したり、担保にしたり、譲渡することを禁ずる。

15.4.保持証書を所有する法人は統合・合併・変更の形で組織を再編した時には保持証書は新設の、つまり権利を継承した法人に以下の条件を満たした場合に譲渡される。

15.4.1.当該法人が投資プロジェクトを継続して実施すること。

15.4.2.投資プロジェクトがこの法律の 16.1 に定めた基準を満たしていること。

第 16 条 保持証書を発行する条件・期間

16.1.投資法人のモンゴル国で実施するプロジェクトが以下の基準を完全に満たした場合に保持証書を発行することとする。

16.1.1.ビジネス計画、技術的・経済的裏付けに定められた投資全体の規模がこの法律の 16.2、16.3 に定めた規模に達していること。

16.1.2.法律に定めたなら、自然環境アセスメントを実施すること。

16.1.3.安定した雇用を生み出すこと。

16.1.4.先進技術を導入すること。

16.2.保持証書は、下記の分野において下表の期間で発行される。

16.2.1. 鉱山採掘・重工業・インフラ分野

投資規模 (単位：10 億トウグル グ)	保持証書の有効期間 (年)					投資の終了期 間 (年)
	ウランバ ートル地 域	トゥブ地域 (ゴビスンベ ル、ドルノゴ ビ、ドンドゴ ビ、ダルハン オール、ウム ヌゴビ、セレ ング、トゥ ブ)	ハンガイ地域 (アルハンガ イ、バヤンホン ゴル、ボルガ ン、オルホン、 ウブルハンガ イ、フブスグ ル)	東部地域 (ド ルノド、スフ バートル、ヘ ンティ)	西部地域 (バ ヤンウルギ ー、ゴビアル タイ、ザブハ ン、オブス、 ホブド)	
30～100 未 満	5	6	6	7	8	2
100～300 未満	8	9	9	10	11	3
300～500 未満	10	11	11	12	13	4
500 以上	15	16	16	17	18	5

16.2.2. この法律の 16.2.1 に定めた以外の分野

投資規模 (単位：10 億トウグル グ)	保持証書の有効期間 (年)					投資の終了期 間 (年)
	ウランバ ートル地 域	トゥブ地域 (ゴビスンベ ル、ドルノゴ ビ、ドンドゴ ビ、ダルハン オール、ウム ヌゴビ、セレ ング、トゥ ブ)	ハンガイ地域 (アルハンガ イ、バヤンホン ゴル、ボルガ ン、オルホン、 ウブルハンガ イ、フブスグ ル)	東部地域 (ドルノド、 スフバート ル、ヘンテ イ)	西部地域 (バ ヤンウルギ ー、ゴビアル タイ、ザブハ ン、オブス、 ホブド)	
10～30 未満	5～15	4～12	3～10	2～8	5	2
30～100 未 満	15～50	12～40	10～30	8～25	8	3
100～200 未 満	50～100	40～80	30～60	25～50	10	4
200 以上	100 以上	80 以上	60 以上	50 以上	15	5

16.3.以下のプロジェクトを実施する投資家には保持証書の期間をこの法律の 16.2 に定めた期間を 1.5 倍に延長して発行する。

16.3.1.社会・経済の持続的発展に特に寄与する輸入に代わる、また輸出品を生産する、技術的・経済的な裏付けが証明された日の中央銀行の公定歩合により 5 千億トゥグルグを超える規模の投資を行う、準備に 3 年以上必要とするプロジェクトを場所・分野を考慮せずに。

16.3.2.この法律の 16.1 に定めた基準を満たした投資法人が付加価値を付けた加工生産業を営み、主力製品を輸出している。

16.4.投資の終了期間は保持証書の発行日から計算すること。

16.5.保持証書を所有する法人は、この法律の 16.2 に定めた投資の終了期間の延長申請を、投資問題を管轄する行政機関に提出することができ、この申請が承認されれば、期間を 2 年まで延長できる。

第 17 条 保持証書を取得する申請

17.1.この法律の 16.1 に定めた基準を満たした投資法人は保持証書を取得する申請を、投資問題を管轄する行政機関に提出すること。

17.2.保持証書を取得する申請に下記の書類を添付すること。

17.2.1.この法律の 16.1 に定めた基準を満たした当該申請法人の報告書。

17.2.2.申請した法人の紹介、国の登記簿、法律に定めた場合に権限をもつ機関から発行された特別許可証、その他権利書の写し。

17.2.3.先進技術を導入しているという紹介。

17.2.4.法律に定めたなら、環境アセスメント。

17.2.5.プロジェクトの投資規模が 100 億トゥグルグ未満ならば、ビジネス計画、100 億トゥグルグ以上ならば技術的・経済的裏付け。

第 18 条 保持証書の発行

18.1.投資問題を管轄する行政機関は保持証書の申請書・関係書類を受領後、30 日以内に法律に定めた基準に沿って証書を発行するかどうかこの法律の 9.3 に定

めた委員会の結論に基づいて決める。必要な場合には期限を 15 日間延長することができる。

18.2.投資問題を管轄する行政機関から保持証書を発行する旨決まったら、証書に必要な事項を記入し、モンゴル国で登記を行ったプロジェクト実施法人に発行する。

18.3.投資プロジェクトはこの法律の 16.1 に定めた基準を満たさない、あるいは書類の不備がある場合、投資問題を管轄する行政機関は証書の発行が根拠のある理由によって拒否されたという回答を、この法律の 18.1 に定めた期限までに文書で投資家に知らせること。

18.4.この法律の 15.2 に定めた情報に修正を加える毎に保持証書を所有する法人の申請に基づいて投資問題を管轄する行政機関が証書に修正を加える。

第 19 条 保持証書を無効にする

19.1.証書を下記に基づいて投資問題を管轄する行政機関の決定により無効にする。

19.1.1.証書の有効期間が過ぎた。

19.1.2.証書の所有法人が、申し出るか、あるいは解散された。

19.1.3.証書の所有法人がモンゴル国に投じた投資がモンゴル国内から完全に引き上げられた。

19.1.4.証書の所有法人が違法に書類手続きし、証書を取得したことが明らかになった。

19.1.5.権利を移譲した者がこの法律の 15.4 に定めた条件を満たさない。

19.1.6.この法律の 15.3 の定めに違反した。

19.1.7.外国の所有する法人がこの法律の 21.1 に定めた許可を取得していないことが明らかになった。

19.1.8.証書の所有者がこの法律の 16.2 に定めた期限までに投資を行わなかった。

19.1.9.証書所有者が投資契約を締結した。

19.2.投資問題を管轄する行政機関は、この法律の 19.1 に定めた根拠によって証書を無効にする決定を平日 5 日以内に証書の所有法人および税務問題を管轄する行政機関に知らせる。

第 20 条 投資契約

20.1.政府は 5000 億トゥグルグを超える規模の投資を行う投資家とそれが出した申請に従い事業を行う環境を一定に保持するために投資契約を締結する。

20.2.投資問題を管轄する大臣が投資家と投資契約を締結する。

20.3.投資契約は、この法律の 16.2、16.3 に定めた日数以上の期間で締結できる。

20.4.法律にほかに定めがなければ、投資契約にこの法律で決めた投資家に与える法的な保証を与え、税務環境を維持し、調整および税務の優遇措置を与える条件を盛り込むことができる。

20.5.5000 億トゥグルグ以上の投資のある保持証書の所有法人は自ら申請すれば、それと投資契約を締結することができる。

20.6.投資契約を締結する規則は政府が承認する。

第 6 章 外国政府所有の法人が投資を行う

第 21 条 外国政府所有の法人が投資を行う

21.1.下記の分野で事業を行うモンゴル国法人の発行した株式全体の 33%以上を外国政府が所有する法人が所有する場合には許可を受けること。

21.1.1.鉱業

21.1.2.銀行・金融業

21.1.3.マスコミ・通信

第 22 条 許可を申請する、申請を受領して決定する

22.1.この法律の 21.1 に定めた法人が許可申請を直接またはモンゴル国にある駐在事務所または委託した代表を通じて投資問題を管轄する中央行政機関に提出する。申請書には以下の書類を添付すること。

22.1.1.許可申請を出す法人の証書の写し。この証書は、権限のある登記機関から出されたもので、法人の公証により証明されたものであること。

22.1.2.許可申請をする法人、総合法人はこの法律の 22.1 に定めた法人の理事会に関する登記機関による過去 2 年間の参考資料。

22.1.3.外国所有法人のモンゴル側企業と事前に調整した取引、その種類・条件・取引参画者、売却する株式数および保有率、契約の価値および法人の規則・法人理事の構成に修正を加える調整をしたなら、これに関する情報。

22.1.4.外国所有法人および取引に参画したモンゴル側の企業の財務報告・財務報告明細。

22.1.5.許可申請法人のモンゴル国で行う投資計画、ビジネス・プロジェクト。

22.2.この法律の 22.1 に定めた書類はモンゴル語であること。

22.3.投資問題を管轄する中央行政機関は、申請を審査する過程で許可申請法人からこの法律の 22.1 に定めたその他必要な書類を請求することができる。

22.4.投資問題を管轄する中央行政機関は、この法律の 22.1 に定めた条件を満たした申請を受領し、以下の条件が生じるか否かを審査する。

22.4.1.投資のあらゆる事業・投資の性質がモンゴル国憲法の安全保障の基本原理に抵触するかどうか。

22.4.2.申請者がモンゴル国の法令・ビジネス規範を守る条件を満たしているかどうか。

22.4.3.その投資が、当該分野における競争を制限したり、独占状態をつくったりする性質を含んでいるかどうか。

22.4.4.その投資が、モンゴル国歳入、その他政策・事業に深刻な影響を与えるかどうか。

22.5.投資問題を管轄する中央行政機関は、この法律の 22.1 に定めた申告を受領した日から 45 日以内に決定を出すこと。

22.6.投資問題を管轄する中央行政機関は、この法律の 22.5 に定めた決定を出した後、平日の 5 日以内に申請者に決定について知らせること。

第 7 章 その他

第 23 条 法令の違反者が負う責任

23.1.投資に関する法令に違反した場合、裁判官または審査機関の権限を有する職員が以下の行政責任を負わせる。

23.1.1.証書を違法な手続きにより取得したことが明らかになった場合、関係する権限を有する職員を一か月の最低賃金の 25～50%増しに相当するトゥグルグにより、法人を一か月の最低賃金の 100～200%増しに相当するトゥグルグの罰金を科し、支払うべき税金を追徴させ、違法に得た利益を没収する。

23.1.2.証書の発行を違法に棄却した、法律の定め違反して証書を発行した、あるいは証書を違法に無効にしたなら、間違いを犯した職員を一か月の最低賃金の 10～20 倍に相当するトゥグルグで罰金を科す。

23.2.投資家がこの法律の 7.2.1～7.2.5、7.28 に定めた義務を果たさない場合、審査を管轄する権限を有する職員が、関連法令の定めに従って行政責任を負わせる。

第 24 条 法律の効力

24.1.この法律は 2013 年 11 月 1 日から有効である。

モンゴル国会議長

Z.エンフボルド